

平成27年（行ウ）第4号

石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄他

被告 国

平成28年10月24日

原告ら第5準備書面

長崎地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	馬奈木 昭 雄
同	板 井 優
同	高 橋 謙 一
同	魚 住 昭 三
同	平 山 博 久
同	緒 方 剛
同	毛 利 倫
同	田 籠 亮 博
同	八 木 大 和
同	鍋 島 典 子
同	中 川 拓
原告ら訴訟復代理人弁護士	井 上 恵 梨

目次

第1	はじめに	4
1	本件事業の必要性が問題であって、基準に沿ったか否かが問題ではないこと	4
2	結論ありきの事業計画	5
3	長崎県の度重なる作為的操作がなければ必要性が皆無であること	5
4	被告が議論を回避していること	6
5	裁量論に入るまでもなく違法であること	7
6	河川整備計画の違法性の問題ではない	8
第2	計画規模について	9
1	はじめに	9
2	二級河川流域重要評価指数が恣意的に設定されたものであること	10
3	評価指数に当てはめる数値も恣意的に昭和50年頃の原始河道に基づきシミュレーションされていること	15
4	本明川との比較	19
5	小括	20
第3	基本高水流量について	21
1	はじめに	21
2	基本高水流量の発生確率が重要である点	21
3	降雨強度の超過確率について	22
4	実績値と乖離する高水流量となる理由	26

5	1/100 該当の基本高水流量は 1,130 立方メートル／秒が 適切であること	29
6	作為的に数値が作出されている事実	30
第 4	石木ダムの効果及び必要性について	30
1	計画河道で 1,320 立方メートル／秒を流下できることについて	30
2	洪水被害の原因分析がされていないとの主張について	35
3	実質的な治水代替案が検討されていないとの主張について	36
第 5	結語	37

本書面では、被告第2準備書面への反論を行う。

第1 はじめに

1 本件事業の必要性が問題であって、基準に沿ったか否かが問題ではないこと

被告は、川棚川の治水計画は技術基準等に沿った適正なものである旨の主張をしている。

しかし、本件で問題となっているのは、技術基準に沿っているか否かではない。**本件事業の必要性があるか否かこそが最も重要な争点**であり、被告自身が設定した基準等に沿ったものであるか否かではない。利水面のみならず、治水面からも本件事業の必要性がないからこそ、原告らは、本件事業は違憲・違法なものであり、これに伴って被告がなした事業認定は取り消されるべきである旨主張するのである。

ところが、後述のとおり、被告は、治水計画には河川管理者に広範な裁量がある、技術基準等に沿った適正なものであるなどと主張することによって、本件事業の必要性について正面から議論をすることを回避する姿勢を示している。

訴状記載のとおり、本件事業は、ダム水没予定地の住民を含む原告らの権利を大きく侵害するものである。かかる権利侵害を単に技術基準に適合しているなどという理由で正当化できるものではない(後述のとおりこれにすら反しているが)。かかる権利侵害との対比において本件事業が必要不可欠といえるか、公共性を持つものか否か等を通じて本件事業の必要性を正面から検討しなければならないのである。

本書面では、原告らの権利を侵害してまで石木ダムを建設する必要がないことを明確にする。

2 結論ありきの事業計画

本件事業計画策定にあたっては、①計画規模においてことさらに過去の資料を用いて基礎となる氾濫面積を水増ししている。そして、②基本高水のピーク流量（以下、単に「基本高水流量」という。）の設定に際しては、現実が発生する確率が極めて乏しい流量となる降雨波形データをあえて用いている。さらに、③既に策定された治水計画上の河川整備計画に基づく河道整備のみでも想定される流量の水は流下させることができることを無視し、また過去の水害原因とダムの具体的効果を検討することなく、石木ダムが必要であるとしている。

長崎県が行った上記①～③は、本件事業の必要性を捻出すべく「故意に」、「恣意的に」客観的事実を歪める操作が行われているものである。これらのいずれの点においても、本件事業の必要性を作出するためにかかる操作を行わなければならなかった。逆に言えば、かかる操作を一つでも欠けば、石木ダムの必要性を作出することはできなかったのである。

3 長崎県の度重なる作為的操作がなければ必要性が皆無であること

すなわち、①計画規模を小さくすれば、想定される洪水の規模が大幅に小さくなるため、ダムの必要性はなくなる。この時点で他の論点の検討は不要となる。

また、②基本高水流量の設定に際して、特異な降雨波形データを用いなければ、基本高水流量は $1400\text{ m}^3/\text{秒}$ から $1130\text{ m}^3/\text{秒}$ へと変更せざるをえない。その結果、石木ダムがなくとも（事業認定前に）既に整備予定となっている河道整備にて安全に流下しうることとなり、この点においてもダムの必要性はない。

そして、③法令上堤防の余裕高は求められていないことから、安価かつ小規模な工事（実質的な代替案）さえすれば、想定する洪水時でも安全に流下させることが可能であり（本来代替案すら不要である

がこの点は後で整理して主張する。), また, 過去の水害検証もなされていなければその検証を踏まえた石木ダムの具体的効果の検証もなされておらず, これらの点からも石木ダムの必要性はないことが明らかである。

このように, ①計画規模, ②基本高水流量, ③ダム代替案及びダムの効果等の全ての場面において, 長崎県による作為的な操作が行われて初めて石木ダムの形式的必要性が作出されているのである。

4 被告が議論を回避していること

被告が正面から本件事業の必要性があるか否かを議論するとその必要性がないことが明らかとなってしまうことから, 被告がダムの必要性に関する議論を行うことを回避する姿勢は明確である。

原告らは次の①乃至⑧について第2準備書面にて明らかにした。

- ①治水の計画規模が全国的な基準と乖離していること
- ②事業認定時の事情を基礎とすれば実際の想定氾濫区域の面積は事業認定で用いた基礎資料とは大幅に異なること
- ③基本高水流量を決定するに際してあえて降雨量が1時間のみ突出した特異な降雨波形を用いていることから, 1時間あたり降雨強度の超過確率について検討が必要であること
- ④基本高水流量が実績値を大幅に超過しており現実的ではないこと
- ⑤現在予定されている河川整備計画による河道整備さえ行えば, 基本高水流量1400立方メートル/秒の流量となったとしても, 川棚川にて想定される流量の水は計画堤防高にて流下させることができること
- ⑥起業者らは, 過去の洪水原因の分析を合理的に行っておらず, ダムによる具体的効果が不明であること

⑦堤防の余裕高は本来不要であるし、法令上、60cmあれば足りること。

⑧代替案が合理的に検討されていないこと

これに対して、被告は、それぞれ議論を回避し、(他の議論と)議論をすり替え、(認否すらせず)無視することによって、問題の本質を誤魔化す態度に終始している。

5 裁量論に入るまでもなく違法であること

被告は正面からダムの必要性に関する議論をするのを避けるべく、河川整備計画等の策定にあたっては、河川管理者の広範な裁量がある旨主張する。

しかし、原告第4準備書面の利水面においても主張している通り、行政機関に一定の裁量があるとしても、「裁量が認められる」とことと「好き勝手な治水計画を策定してよい」ということとは異なる。

先述のように、長崎県が度重なる作為的操作によって恣意的に石木ダムの必要性を作出していることは明らかである。そして、被告はそのことを認識し得たにもかかわらず、石木ダムの事業計画の恣意性から目を背け、敢えて事業認定をしたものである。

このように、本件は、本来不要であることが客観的に明らかな事業であるにもかかわらず、ダムありきを前提として故意に恣意的な事実に基づき石木ダムの形式的必要性を作り上げた事業であり、事業認定庁もその点から目を背けて事業認定をしたものであるから、裁量云々を論ずるまでもなく、違法といわねばならない

6 河川整備計画の違法性の問題ではない

ところで、被告は、河川整備計画等における河川管理者の裁量論や河川整備計画等にて基礎とする情報の基準時点につき主張する。

しかし、本件では起業者（長崎県）が本件事業の事業認定に先立って策定した河川整備計画そのものの違法性は議論の対象ではない。被告が本件事業に対して行った事業認定が適法か違法かが議論の対象である。

河川整備計画は川棚川流域全体の整備計画を策定しているものであるのに対して、本件事業は、石木川ダム建設工事及びこれに伴う県道、町道、及び農業用道路付替工事であるから、対象範囲が全く異なる。

また、河川整備計画は、河川管理者が計画策定時以後どのように河川を整備するかという行政機関としての計画を策定するものである。一方、本件事業の事業認定は、地権者らの意思に反して強制的に土地等の収用をなすことを認定するものであり、その性質自体も全く異なる。

また、違法性の判断の基準時も異なる。河川整備計画等はその計画等の策定時点での事情を基礎とすることとなろうが、事業認定は事業認定庁がこれを行った時点の事情を基礎とする（答弁書45頁・最高裁判所昭和34年7月15日第二小法廷判決等参照）。よって、事業認定の適法性を判断するに当たっては、同認定時に存在していた事実等を基礎としなければならない。

にもかかわらず、被告は第2準備書面の裁量論や基礎とする氾濫面積に関わる資料などの記述において、河川整備計画の適法性の議論と事業認定の適法性の議論とをあえて混同して議論を煙に巻こうとしている。まさに、正面から本件事業の必要性を論じることを回避している姿勢の現れである。

7 そこで、以上の被告の姿勢を明らかにすべく、以下、第2で計画規模、第3で基本高水流量、第4で石木ダムの効果及び代替案について個別に論ずる。

第2 計画規模について

1 はじめに

原告は、第2準備書面において、『長崎県は石木ダム建設という「結論ありき」で、その結論を導きだせるように川棚川水系河川整備基本方針において計画規模を1/100にした。全国的な基準によっては1/100という計画規模を導き出せなかったため、二級河川流域重要評価指数を恣意的に設定し、また、その評価指数に当てはめる数値についても昭和50年頃の原始河道に基づきシミュレーションを行うなど二重の数字操作を行って始めて1/100という計画規模を導いた』と指摘した。

これに対して、被告から第2準備書面が提出されたが、その反論骨子は、二級河川流域重要評価指数が恣意的に設定されたものであるとの点に対して

- ① 計画規模の決定においては地理的特性や過去の災害の履歴なども含めた様々な要素も考慮すべきとされている。そして、二級河川流域重要評価指数は、長崎県の河川が河口からの距離が短く、急勾配であるという地理的特性および過去の災害の履歴を踏まえ整理したものであり適正である
- ② 川棚川水系河川整備計画に定められた計画規模は、二級河川流域重要評価指数の評価項目5項目のうち、4項目に適合しており、また、過去の洪水も踏まえ1/100としており適正である
- ③ 計画規模と流域の各重要度評価指数との関係図中の計画規模1

／100での線にある各点の分布ではいずれも中央値付近にあり、全国的な基準からかけ離れたものとはなっていない

- ④ 中小河川の手引き「(参考) 計画規模設定方針」によれば河川形態ごとに想定される被害規模に応じて計画規模を設定するという考え方として河川形態による計画規模を変更した例も紹介されており、川棚川も仮に、原告の指摘する表(2・1・1)を用いたとしても1／100としたことは妥当である

というものである。

また、評価指数に当てはめる数値についても昭和50年頃の原始河道に基づきシミュレーションを行うなど数字操作を行っているとの点に対して

- ① 河川計画の計画規模は事業を実施する前に決定することが文理上明らかであるから、想定氾濫区域面積は事業の進捗に応じて算出するものではない。川棚川は昭和50年度から一連の事業として河道整備とダムとの最適な組み合わせによる治水対策を進めてきたことから昭和50年当時の河道を前提にすることは手順に沿うものである。

というものである。

しかし、以下述べる通り、いずれも原告ら主張に対する反論になっていない。

2 二級河川流域重要評価指数が恣意的に設定されたものであること

(1) 被告の反論は、上記のとおり、

- ① 計画規模の決定においては地理的特性や過去の災害の履歴なども含めた様々な要素も考慮すべきとされている。そして、二級河川流域重要評価指数は、長崎県の河川が河口からの距離が短く、急勾配であるという地理的特性および過去の災害の履歴を踏まえ

整理したものであり適正である

- ② 川棚川水系河川整備計画に定められた計画規模は、二級河川流域重要評価指数の評価項目5項目のうち、4項目に適合しており、また、過去の洪水も踏まえ1/100としており適正である
- ③ 計画規模と流域の各重要度評価指数との関係図中の計画規模1/100での線にある各点の分布ではいずれも中央値付近にあり、全国的な基準からかけ離れたものとはなっていない
- ④ 中小河川の手引き「(参考) 計画規模設定方針」によれば河川形態ごとに想定される被害規模に応じて計画規模を設定するという考え方として河川形態による計画規模を変更した例も紹介されており、川棚川も仮に、原告の指摘する表(2・1・1)を用いたとしても1/100としたことは妥当である

というものである。

(2) ①②について

被告は評価指数について地理的特性および過去の災害の履歴を踏まえ整理したと主張する。これが個別の河川の整備基本方針についてであれば理解できなくもないが、長崎県内のすべての河川に適用される評価指数に地理的特性や過去の災害の履歴を踏まえて設定したというのであれば理解に苦しむ。

そもそも、一般的な評価指数において地理的特性を盛り込むことは不可能であるし、被告の主張する地理的特性「河口からの距離が短く、急勾配である」(よって豪雨が降ると短い時間で増水する)は、計画規模を一般的に変更させる特殊事情ではない。豪雨による増水量は基本高水の計算(最大何m³の流下能力が必要であるか)の中でシュミレーションされ計算される数値であり、それ以上でも以下でもない。手引き等に記載されている地理的特性は氾濫が生じた場合、

氾濫面積が広範囲にわたるような地理的状況か、一旦氾濫が生じてしまった場合の被害の程度が甚大であるかどうかなどであろうが、そのような考慮要素は①想定氾濫面積、②想定氾濫区域内の宅地面積、③想定氾濫区域内の人口、④想定氾濫区域内の資産額、⑤想定氾濫区域内の工業出荷額等で考慮されている事項である。

特段、長崎県のみを別異に解する理由はない。

また、過去の災害の履歴も同じく、災害履歴は長崎県内の一部の地域に起きた災害にすぎず、一般的な評価指数において過去の災害履歴を盛り込むことは無意味である。例えば、昭和32年に諫早水害が100年に1度の豪雨であったとして、それを他の水系についても考慮して計画規模を設定するとすれば全ての水系の計画規模を1/100としなければならないが、それは非現実的である。

原告ら第2準備書面でも主張したが、計画規模を定めるにあたって計画規模は高いほどより安全となろう。しかし、全ての河川において高い計画規模を求めるのは不可能である。そこで、河川ごとの重要度に応じて「差」を付ける必要があり、これが資源の公平かつ有効な分配である。さらに、計画規模は単に高ければ高いほど良いというものでもなく「全国的バランス」も求められているのである（国土交通省河川砂防技術基準（乙C第1号証参照））

そして、長崎県のみ全国的基準や他の自治体の基準を大きく異にする合理的理由は存在しない。

そうすると、恣意的な長崎県の評価指数に従って導きだされた川棚川水系河川整備計画の計画規模1/100も適正なものとは言えない。

(3) ③について

被告は二級河川工事実施基本計画検討の手引き（乙C9）の図

2・2・2を基に計画規模1／100での線にある各点の分布ではいずれも中央値付近にあると主張している。

しかし、これは長崎県が想定氾濫面積を昭和50年当時の原始河道を採用して想定氾濫面積472haとしたことにより、評価指数中4つの項目が1／100の条件を満たすようにしたことの反映である。加えて、二級河川工事実施基本計画検討の手引き（乙C9）16頁にも記載があるとおり、「図2・2・2に示した計画規模と各指標との関係は、バラツキが大きく相関係数は0.3～0.4程度の値であり回帰式表示はあまり意味をもたない」とされており、この表との比較で川棚川の計画規模の合理性を導き出すのは強引である。また、乙C第10号証記載の図によっても、評価指標の各要素ごとにみると川棚川の規模であれば1／30ないし1／50の計画規模に設定している河川が多いことがわかる。

(4) ④について

被告は、中小河川の手引き「(参考) 計画規模設定方針」によれば河川形態ごとに想定される被害規模に応じて計画規模を設定するという考え方として河川形態による計画規模を変更した例も紹介されており、川棚川も仮に、原告の指摘する表(2・1・1)を用いたとしても1／100としたことは妥当であると主張する。同表は原告ら第2準備書面で引用した下記表であるが、この表に従っても川棚川は1／100にはならない。

地域分類		掘込河道		築堤河道		内水河川	
		基本	当面	基本	当面	基本	当面
都	密集	100	50	150	50	100	30

	一般	50	30	100	30	50	30
一般住居区域		30	10	50	30	30	10
田園地帯		10	3	10	5	10	3

第2準備書面の内容を繰り返すが、川棚川は堤内地盤高が計画高水位より高い、河道が周囲より低い河道であるいわゆる掘込河道である。そして、地域分類としては都市域とまでは評価しえないことから一般住居区域である。このため、被告提出の中小河川計画の手引き（案）にて記載している設定方針例でいえば1/30が妥当な分類となる河川である。仮に、地域分類について都市域と考えても密集地域でないから、せいぜい1/50にしかならない。

(5) 恣意性の補充

さらにいえば、長崎県は、平成11年に二級河川流域重要評価指数が定められ、それに基づき平成17年の川棚川水系河川整備基本方針において計画規模を1/100と定められたというが、実のところ、二級河川流域重要評価指数が定められる以前から川棚川の計画規模は1/100とされていた。つまり、川棚川の計画規模は平成11年の二級河川流域重要評価指数に基づき、定められたものではないのである。平成9年時点の2級水系川棚川工事実施基本計画で計画規模は1/100とされていた（甲C13）。原告が所持している資料では平成9年時点のものしかないが、1/100以下では石木ダムの必要性が失われてしまうから、石木ダム建設計画が昭和50年頃からのものだとすれば、その時点から計画規模は1/100のはずである（違うら違うと根拠資料に基づき反論してもらいたい）。

そうすると、長崎県として平成11年の評価指数を設定する以前から1/100としていた計画規模を変更するわけにはいかないから

新たに設定する基準によっても川棚川の計画規模が1 / 100となるように基準の数値を設定にする他ない。そのように設定されたのが成11年の評価指数である。

この点からも長崎県の評価指数は恣意的であると言える。

(6) 求釈明

川棚川の計画規模は昭和33年頃は1 / 30とされていたようである(乙第A4号証(2-4洪水調節計画について)・II-3頁)。そして、原告らで確認できる限りでは平成9年の工事实施基本計画では1 / 100とされている。そこで、計画規模の変遷を明らかにするため、昭和33年以降の川棚川水系にかかる工事实施基本計画をすべて提出して頂きたい。

3 評価指数に当てはめる数値も恣意的に昭和50年頃の原始河道に基づきシミュレーションされていること

(1) この点に対する被告の反論は、上記のとおり、

河川計画の計画規模は事業を実施する前に決定することが文理上明らかであるから、想定氾濫区域面積は事業の進捗に応じて算出するものではない。川棚川は昭和50年度から一連の事業として河道整備とダムとの最適な組み合わせによる治水対策を進めてきたことから昭和50年当時の河道を前提にすることは手順に沿うものである

というものである。

(2) シミュレーションすべきは平成17年の現況河道である

しかし、現在の川棚川の治水計画は、平成17年の川棚川水系河川整備基本方針及び平成19年に策定され、平成21年に改正された川棚川河川整備計画に基づくものである(答弁書・49頁)。そして、被告は、計画規模は平成17年の基本方針で1 / 100と定められたと

主張する。そうであれば、検討されるべき基礎事情は、当然、その当時の現況である。被告は、昭和50年度から一連の事業として河道整備とダムとの最適な組み合わせによる治水対策を進めてきたことから昭和50年当時の河道を前提にするとの主張は詭弁でしかない。

このことは、長崎県が県内河川の計画規模を決める上で規範とした「河川整備基本方針策定における計画規模設定の基本的な考え方」（甲C14）の記載からも明らかである。

記

「3. 流域重要度評価指標

前項で述べた基本方針に基づき、本県においては氾濫面積、宅地面積、人口、資産額、工業出荷額を指標として計画規模を決定するものとする。各指標に対する判断基準は、これまで整備を行ってきた県内各河川の数値を基に下表のとおりとする。計画規模の設定にあたっては、評価項目5項目のうちも3項目に適合することを基本とし、その際、流域内で大規模開発が計画されているような場合には、現況での評価と合わせて将来の評価を行った上で決定するものとする。また、近年、指標から決定される計画規模の降雨以上の実績降雨があった水系については、被害の実態を考慮して総合的に判断するものとする。」（波線は原告ら代理人）

この「基本的な考え方」でも評価の基礎は「現況」とされている（大規模開発が計画されている場合に現況＋将来の評価を求めていることからすると、大規模開発が計画されていない場合は現況での評価が求められる。少なくとも過去ではない。）。

実際、長崎県で唯一の1級河川である本明川では、計画規模は川棚川と同じく1/100とされているが、その際のシミュレーショ

ンは河川整備計画策定時の河道で行われている(甲C15・4-6頁)。本明ダムの建設事業に着手したのは平成6年のようであるが、その時点の原始河道ではない。この点からも被告の主張(昭和50年の原始河道を基にシミュレーション)が石木ダム建設のための恣意的なものであることが分かる。

(3) 昭和50年当時の原始河道に信用性がないこと

また、長崎県は昭和50年当時の原始河道を前提に氾濫面積を算出しているが、そもそもそのシミュレーションの基礎となるべき昭和50年当時の河道状況も本当に当時の現況なのか疑問である。

すなわち、長崎県から情報公開により開示された資料によると改修前河道では流下能力が $1/2 \sim 1/5$ にとどまっている区間が少なからずあり、 $1/2$ を下回っている区間さえある(甲C16・6頁・図1.3.3)。これが事実だとすれば昭和50年の原始河道は流下能力が著しく小さい区間がたくさんあり、小規模な洪水が来ればすぐに氾濫してしまう状態である。しかし、実際に川棚川で洪水になった記録は下記(川棚川河川総合開発事業(施設名:石木ダム)の検証に係る検討結果報告書表2.2.1)のとおりであり、数年おきに洪水が発生する状況にはない。このことから長崎県がシミュレーションに使用した河道は、実は、昭和50年の原始河道ですらない可能性が高い。

表 2.2.1 川棚川水系洪水被害実績表

発生年月日 (発生原因)	流域平均雨量			被害状況	
	1時間雨量	3時間雨量	24時間雨量	川棚町	波佐見町
S23.9.11 (低気圧)	82.9mm	187.6mm	384.2mm	床上浸水 800戸 床下浸水 1200戸	不明
S31.8.27 (停滞前線)	94.5mm	187.5mm	279.5mm	床上浸水 251戸 床下浸水 550戸 水田冠水 10ha	不明
S42.7.9 (梅雨前線)	117.4mm	172.8mm	222.8mm	床上浸水 15戸 床下浸水 113戸	不明
H2.7.2 (梅雨前線)	74.3mm	140.0mm	348.2mm	床上浸水 97戸 床下浸水 287戸 水田冠水 74ha	床上浸水 65戸 床下浸水 225戸 一部損壊 26戸

※昭和23年9月洪水では佐世保測候所の24時間実測雨量で408.7mmを記録

川棚町の被害状況：川棚町役場調べ

波佐見町の被害状況：波佐見町役場調べ

また、長崎県に対して川棚川の堤防整備や河床掘削の河川改修の経過を知るため、長崎県に対して河川改修の経過を記録した工事台帳の開示を求めたところ、該当する資料が不存在ということで公文書不開示決定通知書が送られてきた（甲C17）。河川改修の経過が記録された工事台帳は保管されていなければならないものであるが、川棚川に関してはその工事台帳がないのである。工事台帳がなければ、改修が行われた時期と内容は不明である。とすれば、現況河道からさかのぼって長崎県が言う昭和50年当時の原始河道の状況を検証することができない。この点からも長崎県がシミュレーションした河道が本当に昭和50年の原始河道であるのかすら極めて疑わしいと言わざるを得ない。

(4) 平成17年頃の現況河道を前提とすると1/50であること

また、原告ら第2準備書面でも指摘したが、平成17年頃の現況河道を基にシミュレーションを行うとその結果は下記のとおりである。赤字は計画規模1/50を満たしていることを示す。長崎県の恣意的な評価指数によっても、5項目中3項目が計画規模1/50を満たし、

2項目だけが1/100を満たしている。よって、計画規模を1/100としていることは長崎県の評価指標にすら違反している。

記

対象河道	氾濫面積 (ha)	宅地面積 (ha)	人口 (千人)	資産額 (億円)	工業出荷額 (億円)
長崎県計画規模 1/100 (1/50)	70 以上 (30~70)	40 以上 (10~40)	3 以上 (0.5~3)	100 以上 (50 から 100)	30 以上 (3~30)
原始河道 (昭和 50 年)	472	59	2.7	927	70
河川整備基本方針策定当時河道 (平成 18 年)	182	18	0.9	281	21

しかし、1/50では石木ダムの必要性を基礎付けることはできない。そのため、長崎県は1/100とするため、昭和50年の原始河道をもとにシミュレーションを行うしかなかったのである。ある意味、この点に、石木ダム建設を推進するための長崎県の「苦悩」が見て取れる。

4 本明川との比較

最後に、長崎県唯一の1級河川本明川の治水計画と比較してみたい。

記

項目	本明川	川棚川
計画規模 (昭和 33 年)	1 / 80	1 / 30
(昭和 50 年)	1 / 80	1 / 100 (予想)
(平成 3 年)	1 / 100	1 / 100 (予想)
(平成 17 年)	1 / 100	1 / 100
氾濫面積	約 15.2 km ²	4.72 km ² (1.82 km ²)
氾濫面積内の人口	約 13800 人	2700 人 (900 人)

いずれも現在は計画規模は1/100である。本明川は昭和33年

当時の計画規模は1／80であった。それが平成3年の本明川工事実施基本計画策定時に1／100と変更されたようである（甲C18・30頁）。川棚川についていえば、平成9年以前の資料がないが、石木ダムを建設するためには1／100とするしかないから昭和50年以降は1／100であったと思われる。そうすると、平成3年に本明川で計画規模が変更されるまでは計画規模が逆転していたことになる。氾濫面積や氾濫面積内の人口は圧倒的に本明川の方が多いから明らかにバランスを失っているが、これを説明するとすれば石木ダム建設のためとしか考えられない。本明川についても平成3年に計画規模が変更されているが、本明川ダム実施計画調査が開始されたのが平成2年であることを考えると、本明川もダムを造るために計画規模が変更されたと考えられる。

さらに平成26年度本明川学識者懇談会資料（甲C19・5頁）によると、本明川は整備計画が完成したとしても1／100の降雨が降れば、洪水は発生するようである。したがって、本明川ですら1／100の降雨が降った際に、全く洪水を起こさないような計画は立てておらず、むしろ一定の洪水が生じることを前提に被害を軽減する計画になっている。これに対して、川棚川では過去の洪水は予定されている河道整備ですべて流下可能であるにも関わらず（1／100の降雨ですら流下させることができる）、発生確率が事実上は500年から1000年に1回以下の降雨をすべて流しきるために石木ダムを造ろうとしており（なお、この降雨の場合も流下させることができる点は先の第3準備書面で述べた通りである）、他の河川の治水対策とバランスを失っている。詳しくは第3、第4で述べる。

5 小括

以上のとおり、被告の主張は反論たりえないし、本明川と比較する

とより一層石木ダムの特異性が際立っている。すなわち、必要ない石木ダムを無理やり作ろうとしている長崎県の「ごまかし」がより明らかとなっているのである。

第3 基本高水流量について

1 はじめに

この点、被告は縷々主張を展開するが、原告が問題としているのは、実際に基本高水流量とされている1400立方メートル/秒もの流量となる確率が1/100年となるか否かである。既述のとおり、治水計画はこの100年に1回程度発生が予想される豪雨を想定して策定されている。その豪雨時に想定している流量が基本高水流量である。

以下述べるとおり、被告は、降雨強度についての確率の検討を怠っており、実績値との比較にて乖離が著しい（現実的でない）1400立方メートル/秒もの「流量」が現に発生する確率について本件事業では一切検討を加えておらず、もしくは検討をしたとしてもこれを無視しているのである。

実際には、以下に述べるとおり、基本高水流量となる確率は計画規模とされる1/100年を大幅に下回っており、500～1000年に一度となる。

2 基本高水流量の発生確率が重要である点

被告は、原告らが指摘する問題点については全く応答をせず、「1時間あたりの降雨強度の検討の必要性はない」などと主張するだけである。設定された基本高水流量となる確率について一切の応答をしていない。

しかし、現実に発生しえない（もしくは発生する確率が極めて低い）ような流量を基礎として治水計画を策定し、これに基づく事業を行おうとしているとすれば、費用と効果の関係では費用が大幅に上回る過剰な設備投資となる。事業の公益性の観点・土地の適正かつ合理的な利用といえるかとの観点のいずれからも事業認定すべきでない事業となる。このため、治水計画を策定するにあたっては、基本高水流量の発生する確率（この流量を超過する確率）を検討することが非常に重要である。

本件においては、以下述べるとおり、敢えて非現実的である極端なピーク流量を基本高水流量とした事業計画となっている。

3 降雨強度の超過確率について

(1) 被告主張

被告の主張は、国土交通省河川砂防技術基準同解説（乙C12・32頁、以下単に「技術基準同解説」という。）において「その河川の支配的な継続時間における降雨強度が対象降雨のそれとの間で～」との記載があるとして、ピーク流量に支配的な継続時間（3時間）における降雨強度（主張の趣旨としては3時間あたりの降雨強度）のみ検討すればよく、1時間あたりの降雨強度を検討する必要はないとするものである。

この点に関する被告の主張は、前提を誤っており、あえて議論を錯綜させる非論理的な主張である。

(2) 雨の強さ

原告らや技術基準同解説が問題としているのは、ピークの時間帯に、どのくらいの強さで雨が降るかである。このピーク時の雨の強さで、川に流出する流出量（基本高水流量）が決まる。このピーク時の降雨

強度がどの程度の（超過）確率で発生するかが、設定された基本高水流量となる確率がどの程度あるかとほぼ合致する。

なぜなら、後述のとおり、貯留係数法にて流出量を算定する場合、一定の時間雨が降った後に想定するピーク時の降雨強度（実績雨量を引き伸ばした後の降雨波形中のピークの時間帯の強度）となって初めて、想定する河川への水の流出量となるからである。

（３）実際の降雨強度（基本高水流量）の超過確率

本件で用いられている昭和42年7月8日降雨の降雨強度の実績値における最大降雨強度は118mm/時である。その超過確率は、1/150年～1/200年である（甲C20）。実績値のみで、既に降雨強度の超過確率は、計画規模（1/100年）を大幅に下回っている。そもそも実績値において計画規模を大幅に下回るような確率でしか発生しえない異常な降雨波形を用いるべきではない。

長崎県はこれをさらに引き伸ばし（雨量を加算）しているため、長崎県が用いた引き伸ばした後の降雨波形における降雨強度（138mm/時）の超過確率はこれをさらに下回り、1/500年～1/1000年となる（甲C20）。

すなわち、川棚川において基本高水流量1400立方メートル/秒もの流量となるような降雨強度の超過確率は1/400年～1/1000年である。いいかえると、500年～1000年に一度の確率でしか、基本高水流量1400立方メートル/秒もの水量が川棚川に流出することはないのである。計画規模である100年に1回との確率と比較して、実に5倍～10倍もの差異がある。

このことは、長崎県が設定した基本高水流量に全く合理性がないことを端的に示している。

（４）一定の時間内に超過するか否かが問題

また、技術基準同解説における、雨量の集中が見られる降雨などにおける具体的処理に関する記述は次のとおり（乙C12・32頁）。

「2. 短時間に降雨が比較的集中しているパターンを引き伸ばした結果、洪水のピーク流量に支配的な継続時間内での降雨強度の超過確率が、計画規模の超過確率に対して著しく差異があるような場合には、対象降雨として採用することが不適當であると考えられるため、降雨パターンの引き伸ばし降雨を対象降雨から棄却すること」

ここで検討が求められているのは、洪水のピーク流量に支配的な「継続時間内」に降雨強度が超過する確率であって、被告の主張する「継続時間」での降雨強度（本件では3時間全体での降雨強度）の検討ではない。通常日本語の理解では「継続時間内での超過確率」との表現は、継続時間中に何かがある一定の基準値を超過する確率がどの程度あるかという確率を指すはずである。

（5）雨量と降雨強度とは性質が異なる点

また、「雨量」の超過確率と、「降雨強度」の超過確率とは明らかに異なる。「雨量」は一定の時間内にどの程度の雨が降るかという量の問題である一方で、「降雨強度」は瞬間的な雨の強度の問題である。一定の時間で一定の量を超える確率と、一定の時間内に一定の強度を超える確率とは明確に異なる。

（6）1時間あたりの分析が必要である

後述のとおり、長崎県は1時間のみ突出した雨量となっている特異な降雨波形を用いていることが問題となる。このため、1時間あたりの降雨強度が重要となる。ところが、被告の主張する3時間での雨量の年超過確率を検討するだけでは、算定される河川への流出量（基本高水流量）が相応な確率で出現するか否か検討できない。すなわち、技術基準同解説（乙C12・32頁）にて求められている、雨量の集

中が見られる種類の降雨波形において棄却すべきか否かの適切な検討をしたことにはならない。

(7) 検討すべきポイント

長崎県が想定する基本高水流量が発生する降雨強度に実際になるか否かを検討するためには、当該高水流量（1400 m³/秒）となるような降雨強度（時間あたりの雨量）が発生する確率を検討すべきなのであり、それで足りる。

前述のとおり、被告が基礎とする基本高水におけるピーク時間帯の降雨強度の超過確率は1/500年～1/1000年である。

(8) 意図的な議論の回避

検討対象は3時間内での降雨強度の超過確率であり、3時間あたり雨量の超過確率ではない。これらを敢えて混同した被告の主張は、被告が反論することができない降雨強度の超過確率の議論を回避しようとする意図に基づくものである。

既述のとおり、被告の主張は、量と強度の問題を混同し、さらに一定の決まった時間で一定の数値を超える確率と、一定の範囲内の時間に一定の数値を超える確率を故意に混同しているのである。例えば、3時間内で作業ペースの大きな乱れが生じる確率と、3時間で処理できる仕事量が一定の仕事量を超える確率を同列に論じているようなものである。

継続時間内（3時間以内）での降雨強度の超過確率

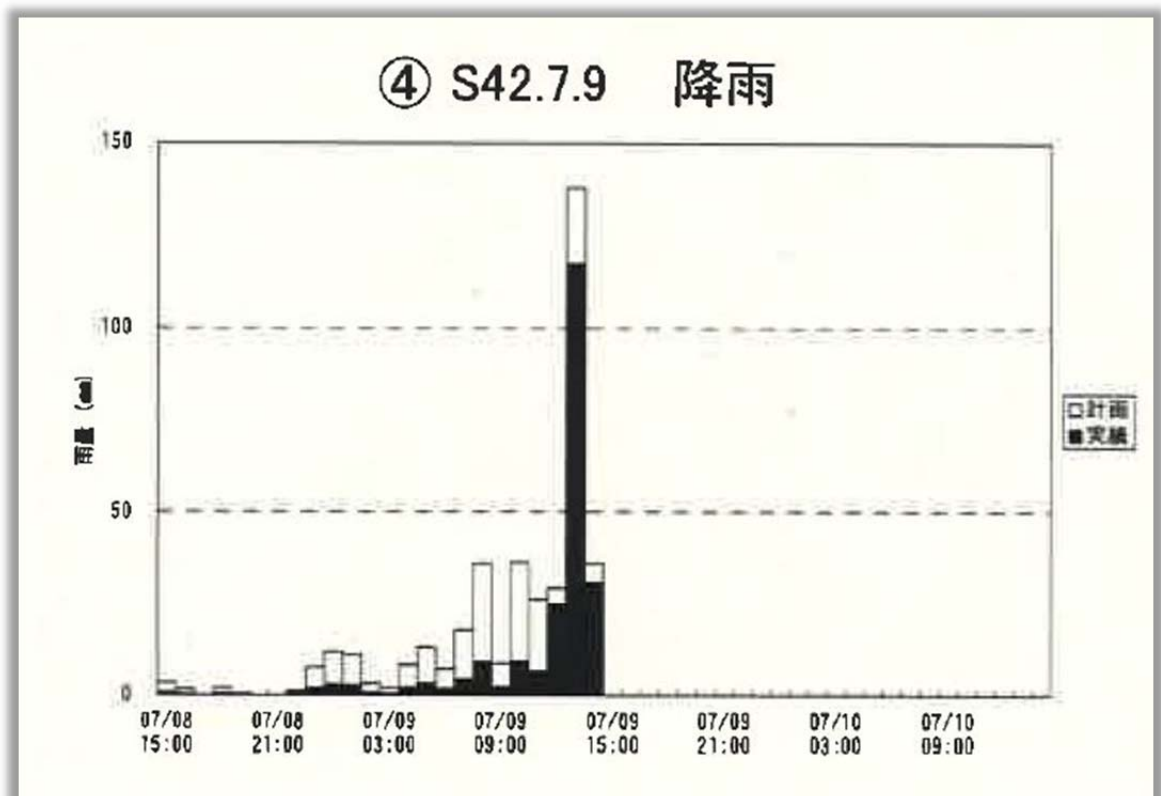


継続時間（3時間）の降雨量の超過確率

4 実績値と乖離する高水流量となる理由

(1) 降雨波形の特徴

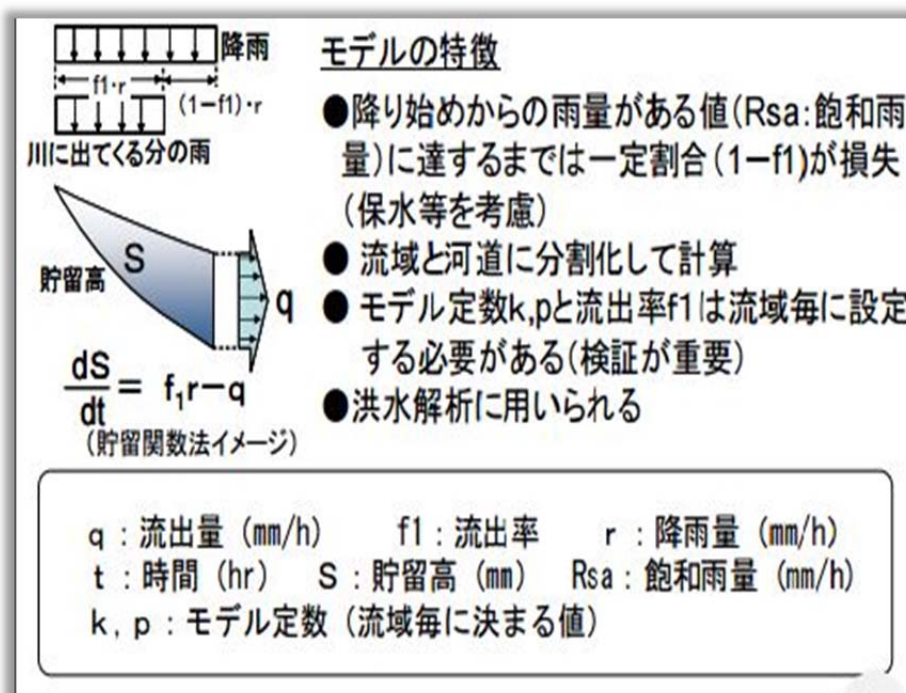
本件で長崎県が用いた降雨波形は昭和42年7月9日豪雨の時の波形である。この豪雨の特徴は、午後1時～2時の僅か1時間のみ突出して降雨量が多く、その他の時間帯の降雨量はその4分の1以下と少ないことである。



(昭和42年7月8日降雨を引き伸ばした降雨波形, 甲 C2・4頁)

(2) 貯留係数法ではピークの降雨量が流出量となる

そして、本件では、基本高水のピーク流量（以下、単に「基本高水



流量」という。)は、引き伸ばされたかかる降雨波形を用いて貯留関数法¹にて流出計算を行って算出さ

れている。貯留関数法を用いる場合、その特徴として、降り始めからの雨量が一定の値に達するまでは流域の保水により一定割合で損失が生じ、その後は降雨量そのものが流出量となるモデルである。

(出典：国土交通省河川整備基本方針検討小委員会第48回委員会資料添付資料)

本件で用いた昭和42年7月8日降雨の波形では、1時間毎の降雨量にて引き伸ばしを行っているが、ピークの降雨量となる前に(引き伸ばしにより)相応の降雨量があり、その後1時間のみ突出した降雨量となる波形となっている。

¹ 貯留係数法：観測データのある降雨と河川流量の関係を流域単位でモデル化する手法。降った雨のうち、短時間に洪水として流出する成分と保水等により長時間かけて流出する成分に分離し、洪水流出する成分について、流域での貯留(遅れ)を表現したモデル。モデルの特徴としては、降り始めからの雨量がある値(飽和雨量)に達するまでは一定割合が損失(保水等を考慮)する。(出典：国土交通省河川整備基本方針検討小委員会第48回委員会資料添付資料)

貯留関数法にて流出量を算定する場合には、飽和雨量に達するまでは保水等による損失があるものの、次第に損失割合は減少し、貯留高に達した後は全降雨量が流出することとなる。引き伸ばされた昭和42年7月8日降雨波形を用いて貯留係数法にて流出計算を行うと、1時間あたりの降雨量が最大となる(降雨強度が最大となる)時間帯(午後1時～2時のピーク時間帯)以前に相応の降雨があることとなるため、ピーク時間帯以前に損失割合が相応に減少している。そして、その後のピーク時間帯には概ね損失量が貯留高に至っているはずであるから、ほぼ全ての降雨量が流出量となる結果となるのである。

(3) 用いた降雨波形はピーク流量を上げるために最適

このため、1時間あたりの降雨量で突出した降雨量となっている(突出した降雨強度となっている)ピーク時間帯の降雨量がほぼ全て流出し、流出量が極端に多くなるのである。すなわち、起業者が用いた引き伸ばし後の昭和42年7月8日降雨波形は、川棚川のピーク流量(基本高水流量とされたもの)を多くするために非常に都合のよい降雨波形となっているのである。

言い換えれば、かかる特異な降雨波形を用いて初めて基本高水流量が1400立方メートル/秒もの流量となる。

(4) 実績値との乖離

このように長崎県は昭和42年7月8日降雨波形を用いてようやく基本高水流量1400立方メートル/秒を作り上げた。この基本高水流量1400立方メートル/秒もの流量は、(記録上川棚川の洪水時の流量が最大となった)昭和23年9月水害時の1116立方メートル/秒と比較すると284立方メートル/秒もの差異があり、**25%以上も増加させた流量**となっている。

実績値との乖離そのものが、算出された基本高水流量1400立方

メートル／秒に合理性がないことの証左である。

(5) あるべき基本高水流量

このように、適切に降雨強度の超過確率を検討すれば、技術基準同解説（乙C12・32頁）にて明記されているとおり、本件で用いた特異な引き伸ばし後の降雨波形（ハイエトグラフ）は棄却されるべきであり、次順位の流出量となるものが基本高水流量として採用されるべきこととなる。

表 主要洪水流量一覧表

No.	洪水名	山道橋 (m^3/s)
1	S23.9.11洪水	1127.9
2	S30.4.15洪水	518.3
3	S32.7.25洪水	416.8
4	S42.7.9洪水	1391.1
5	S57.7.23洪水	800.4
6	S63.6.2洪水	1032.3
7	H1.7.28洪水	619.8
8	H2.7.2洪水	841.0
9	H3.9.14洪水	1051.9
最大(10 m^3/s 切り上げ)		1400.0

(甲 C2・5頁, 主要洪水基本高水の検討結果)

そして、このように適切に棄却検定を行えば、基準地点である山道橋における流量は、計画規模 1/100 に該当する流量は 1 1 2 7 . 9 立方メートル／秒であるから、かかる数値もしくはこれを切り上げ 1 1 3 0 立方メートル／秒を基本高水流量とすべきこととなる。

すなわち、本件で設定すべき適切な計画規模 1/100 に該当する流量は、基本高水流量としている 1 4 0 0 立方メートル／秒ではなく、1 1 3 0 立方メートル／秒である。

- 5 1/100 該当の基本高水流量は 1 1 3 0 立方メートル／秒が適切であること

このように、基本高水流量を適切に設定すれば、実績値との間でも極端な乖離は生じない。既述のとおり、記録上川棚川の洪水時の流量が最大となったのは、昭和23年9月に発生した水害時の流量1116立方メートル/秒である。基本高水流量が1130立方メートル/秒であれば、14立方メートル/秒の差異（約1.25%増加）であるため、計画上は実績値をやや上回る数値として妥当な範囲内である。

6 作為的に数値が作出されている事実

結局、基準地点である山道橋における流量が1400立方メートル/秒となる確率について長崎県や被告は一切検討をしていない。計画の基礎となる基本高水流量となる確率の算定を怠っているということは、現実に発生するか否か不明である流量を基礎に本件事業が策定されているということである。

前述のピーク流量に支配的な継続時間内の降雨強度の超過確率（1時間あたりの降雨強度の超過確率）にて、起業者が設定した基本高水流量となる確率も明らかになっている（500～1000年に1度しか発生しない）。かかる超過確率についての検討の有無すら被告が回答を拒否しているのは、被告にとって非常に都合の悪い事情であるからにほかならない。

このように、本件で用いている実績値から乖離した基本高水流量（1400立方メートル/秒）は、ダムありきとの結論を先行させて考慮すべき事情（降雨強度の超過確率）を考慮せずに算出したものである。適切に算定した計画規模1/100に該当する基本高水流量が1130立方メートル/秒では本件事業の必要性がなくなってしまうことから、恣意的に作出した数値であることは明らかである。

第4 石木ダムの効果及び必要性について

1 被告第2準備書面第4・2 計画河道で1,320立方メートル／秒を流下できるとの原告らの主張に理由がないこと（上記①）について

(1) 被告の主張

被告は、計算水位に基づき計画高水位を定め、これに堤防余裕高を加えて、計画堤防高を定めたものであり、設定されている基本高水流量1400立方メートル／秒を計画高水位以下で安全に流すためには、石木ダムが必要であると主張し、また、局所的に計算水位が高くなっている部分を評価して堤防のかさ上げ・河道掘削をすべきではないと主張する。

(2) 原告の反論

ア 被告が議論の前提を誤っていること

(ア) しかし、本書面第1の総論で述べた通り、河川整備計画に基づく河道整備と石木ダムによる治水計画は時期も内容も別個のものであるから、ここでは河川整備計画に基づく河道整備がなされたことを前提として、それとは別に原告らのあらゆる権利を侵害してまで石木ダムを建設する必要があるかが検討されなければならない。

(イ) すなわち、基準地点における1130立方メートル／秒の流下能力を確保するための河道整備は河川整備方針及び河川整備計画に基づくものであって、本件事業認定処分に基づくものではないのであるから、事業認定における石木ダムの必要性は、河川整備計画に基づき策定された計画堤防高を基礎として、これとは別にさらに治水対策として真に石木ダムがなければ基本高水流量を流下させることができないか、という観点で検討されなければならない。

(ウ) そして、原告は、上記の観点から、計画規模を1／100と

していること及び計画規模1／100に該当する基本高水流量を1400立方メートル／秒としていることの虚偽を明らかにしたうえで、既存の河川整備計画によれば、基本高水流量としている1400立方メートル／秒の洪水が襲来した場合でも、石木ダムがない場合に算出される各地点の客観的水位は計画堤防高を全ての地点において下回っているし、且つ、本来堤防余裕高を確保する必要はない上、仮に堤防余裕高を0.6メートル、1メートルとした場合であってもこれを下回る区間はある区間に限られるものであるから堤防嵩上工事、河道掘削工事の一方あるいは双方を利用することによって安全に流下させることができる」と主張するものである。

(エ) これに対して、被告は、先に指摘した通り、安全に流すためには石木ダムが必要であるとの従前主張を繰り返すにとどまっておき、石木ダムがなくとも計画堤防高で流下させることができることが客観的に明らかであるとする原告の主張に対する認否及び反論を一切していない。

かかる被告の訴訟態度に照らしても、被告は石木ダムが不必要であることを自認しているというべきである。

イ 計画高水位を上げることが許されていること

また、被告は、計画高水位を上げることができないかのような主張をするが、これは明確な誤りである。

すなわち、国土交通省の砂防技術基準においても、地域の特性等を考慮して計画高水位を上げることは認められている。

そうであるからこそ、長崎県は、治水代替案の一つとして、堤防嵩上案を挙げた上、0.3メートルから0.46メートルの計画高水位を上げることを検討したものである。計画高水位を上げ

ることが許されていないのであれば、長崎県が、そもそも計画高水位を上げる案を代替案とするはずがない。

ウ 原告の代替案が現実的であること

(ア) 被告の主張

さらに被告は、局所的に水位が高くなっている箇所のみを評価して堤防の嵩上げや河道掘削をすればいいというものではなく原告らの主張は現実的ではないと主張する。

(イ) 石木ダム事業ありきで計画が作り出されたものであり、そもそも代替案すら不要であること

しかし、そもそも本書面第2で述べた通り、計画規模1/100という数値自体が長崎県が石木ダムを建設する前提で恣意的に作り上げた数値である。

さらに、本書面第3で述べた通り、その計画規模に基づいた数値であるとされている基本高水流量1400立方メートル/秒は1/500年～1/1000年の計画規模に相当するものであり、仮に1/100の計画規模が相当であるとしても、これに相当する基本高水流量は1130立方メートル/秒に過ぎない。

よって、そもそも代替案に頼らずとも、被告が主張する計画高水位以下で安全に流下させることができる。また、その数値は野々川ダムによる80立方メートル/秒の調整を除外した数値であるから、これを考慮すれば基準地点における高水流量は1050立方メートル/秒に下がるのであり、石木ダムが不要であることがなお一層明らかとなっている。

(ウ) 堤防余裕高が不要であること

また、被告の原告らの主張は現実的ではないとの反論は、1

メートルの堤防余裕高が必要であることを前提とした主張に過ぎない。

先に述べた通り、本件事業認定と、河川整備方針及び河川整備計画は別個のものであり、且つ、石木ダムは事業認定に基づくものであるから、その処分の適法性を判断する上では、既定の計画堤防高を基礎に原告らのあらゆる権利を侵害してまで真に石木ダムが必要であるかが検討されなければならない。

そして、本件で法令上余裕高が要求されていないことは先の準備書面で詳述した通りであるし、何より、計画堤防高通りの整備がなされた場合、万が一、基本高水流量の水位になっても現実には外水氾濫になりえないとことを被告自身が認めるところである（原告らの同主張について、被告は、原告ら主張の計算が誤っており堤防高を超えるなどの主張・反論を一切していない）。

よって、計画堤防高が整備され、限られた区間の小規模の河道掘削・堤防嵩上げによって石木ダムがなくとも本来の1/1000相当の基本高水流量1130立方メートル/秒を遙かに超える1400立方メートル/秒ですら流下させることができるのであるから、原告らの代替案は現実的であり（本来的に不要であることは先に述べた通りである）、原告らの重大な権利・利益をその意思に反して全面的に侵害してまで石木ダムが建設することが許されるはずがないのである。

エ 現実に流下することができるとの事実はダムの必要性を検討する上で最も重要な事実であること

(ア) ところで、想定される流量が客観的・合理的に算出されたものであるか、更に想定される流量が生じた場合にダムがなくとも

現実に流下させることができるか否か、を検討することは、ダム
の必要性を判断する上で極めて重要な事実であることは今更指
摘するまでもない。

- (イ) そして、本件では、想定される流量（基本高水流量）がダムあ
りきで恣意的に設定されたものであり、客観的に算出されるべき
基本高水流量は1130立方メートル／秒に過ぎないことは先
の第3で述べた通りである。

そして、その客観的な基本高水流量を流下させることができる
ことは客観的に明らかであり、計画河道で「1130立方メー
トル／秒を流下させることができること」それ自体は被告も争うも
のではない。そして、野々川ダムによる調整量を加えればなおさ
ら安全に流下させることができることもまた明らかである。

- (ウ) さらに、本件では、長崎県がダムありきで恣意的に設定した1
400立方メートル／秒の基本高水流量になった場合であって
も、野々川ダムで調整した後の1320立方メートル／秒を現実
に流下させることができることが客観的に明らかになっている。
そうすると、本件では、仮に基本高水流量を被告主張の通りに設
定したとしても、石木ダムがなくとも現実に流下させることがで
きるとの事実は客観的に揺るがないものとなっている。

- (エ) 事業認定庁は、事業認定処分を行う上で、基本高水流量は客観
的・合理的に算出されたものであるのか、ダムがなければ基本高
水流量を流下させることができないのか、という点を具体的に検
討すべきであったところ、本件では、かかる具体的検討は一切な
されないまま、事業認定処分がなされた。

よって、かかる事業認定処分が違法であることは明らかである。

2 第4・3 洪水被害の原因分析がされていないとの主張について

(1) 被告の主張

被告は、過去の洪水被害の原因分析について、洪水が発生している（あるいは発生すると予想される）場合には、それが河川の氾濫とは別の原因によるものであると確認することができない以上、河川の氾濫の可能性を前提に治水対策を行うことが河川管理者の基本的姿勢であるとする

(2) 原告らの反論

しかし、被告の反論は、原告らの主張に対する反論の体をなしておらず、議論を意図的にすり替えようとするものに他ならない。

すなわち、原告らは、別原因であると確認できない以上、氾濫の可能性を前提に治水対策をしようとしている点を誤っていると主張しているのではなく、そもそも長崎県は過去の洪水被害について、「別原因でないと確認するに足りるだけの検証作業」、さらに、「この検証作業を経て過去の洪水の原因分析を行った上で石木ダムによる外水氾濫、内水氾濫、支流氾濫に対する具体的効果の検証」のいずれもしていない、そして、このいずれもしていないのは、「これを実施すれば、石木ダムの具体的効果がないことが明らかとなるからである」と主張するものである。

客観的数値に基づく検証作業を経れば、過去の水害の原因がいかなるものであったか、これを防ぐにはいかなる手段が必要か、その中で最も効率の良い案は何であるのか、などといった検討が可能である。

これを行わないまま、石木ダムが必要であるとした上、外水氾濫・支流氾濫・内水氾濫に効果があるという被告の主張は、何ら個別的・具体的なものではなく、ダムで河川の水位を低くすれば様々な水害に効果があるはずであるという一般的・抽象的な主張に他な

らず、これをもって石木ダムの必要性が基礎づけられるはずがない。さらに、かかる被告の一般的抽象論をあたかも個別具体的な効果のごとく主張する訴訟態度は、石木ダムありきで事業認定をしたものであることを自認するに等しい。

3 第4・4 実質的な治水代替案が検討されていないとの主張について

(1) 被告の主張

被告は、代替案は適正に検討されたものであり、堤防嵩上げ、河道掘削等の代替案で足りるとの原告ら主張に理由はないと主張する。

(2) 原告らの反論

ア しかし、その代替案の検討の前提となった代替案の規模を算出する上で基礎とされたのは、計画規模1 / 100、基本高水流量1400立方メートル/秒であるところ、それらの数値が長崎県が石木ダムを建設する前提に恣意的に作り上げた数値であることは、本書面第2、第3で述べた通りである。

そして、計画規模、基本高水流量の策定が、ダムありきという前提で故意に恣意的になされたものであるから、その点をもってして、裁量云々を論ずるまでもなく本件事業認定が違法であることは明らかである。

イ そうすると、被告が主張する治水代替案の内容や規模の検討は、計画規模1 / 100、基本高水流量1400立方メートル/秒を前提としてなされたものであるから、およそ土地収用法20条3号・4号の充足性を判断する上でなされるべき代替案の検討に値しないとわねばならない。

ウ そして、本来不必要である1 / 100の計画規模に基づいたとしても、基本高水流量は1130立方メートル/秒とされるべき

であるから、野々川ダムで調整した後の1050立方メートル／秒を流下させるのに代替案自体が不要というべきであるし、仮に代替案が必要であるとしても先の準備書面で述べた通り、限られた区間の小規模な堤防嵩上げ・掘削で十分である。

エ 以上の通り、被告の代替案検討における主張及び原告らの主張に対する反論に理由がないことが明らかである。

第5 結語

このように、本件では「故意に」「恣意的に」あえて検討すべきことを検討せず、基礎とすべき事情を基礎としないといった長崎県の作為によってようやく本件事業の形式的必要性が作出されている。

したがって、治水面からも河川管理者の裁量云々を論ずるまでもなく、ダムありきで故意に違法な事業認定がなされたものと言わざるを得ない。

よって、原告らの請求が認められるべきである。

以 上